

兵庫県耐震改修促進計画の概要

目標の設定について

第1章 計画概要

策定の趣旨

- ・阪神・淡路大震災における地震直後の死者の約9割は、住宅・建築物の倒壊によって発生（耐震改修の必要性の認識）
- ・近年の大地震の頻発や東南海・南海地震発生への切迫



耐震改修促進法に基づき、耐震診断・耐震改修の目標及び耐震改修等を促進するための施策を定めた、耐震改修促進計画を策定する。

計画期間・平成18年度から平成27年度までの10年間

第2章 兵庫県で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

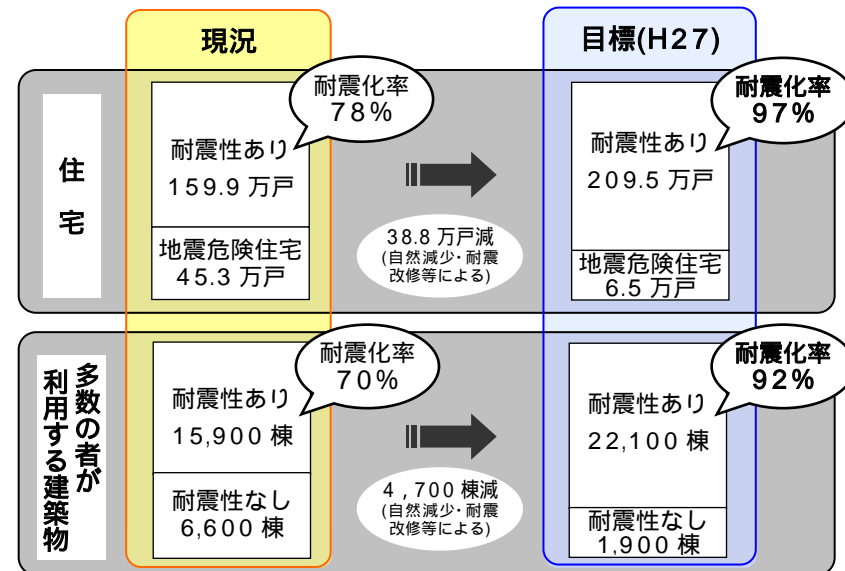
兵庫県地域防災計画では、今後県内で発生が予想される次の5地震について、その地震規模と被害状況が想定されている。

- ・有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震
- ・山崎断層帯地震
- ・中央構造線断層帯地震
- ・日本海沿岸地震
- ・南海地震

第3章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

【目標】

住宅：現況耐震化率78%を平成27年に97%とする
 多数利用建築物：現況耐震化率70%を平成27年に92%とする



【考え方】

- ・住宅の目標は住宅マスタープランの目標と整合を図る。
- ・民間建築物については、少なくとも耐震化率90%を確保する。
- ・公共建築物（賃貸住宅を除く）については、耐震化の推進状況を踏まえ、耐震化率95%を超えることを目指す。

施策の推進について

第4章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県としては、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。市町においては、本計画を指針として、市町耐震改修促進計画を早期に策定し、それに基づき耐震化に取り組むこととする。

2 公共・公的機関による耐震診断及び改修に関する事項

公共・公的機関が所有・管理する建築物の耐震化推進
 公的機関による民間住宅・建築物耐震化の技術的支援

3 民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図る支援策

簡易耐震診断の推進
 わが家の耐震改修促進事業の推進
 住宅耐震改修支援事業の推進
 独立行政法人住宅金融支援機構の融資
 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断助成事業の創設
 新しい耐震改修工法の開発及び普及
 私立学校における国庫補助制度の活用促進

4 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

耐震診断員の養成・活用
 相談体制の拡充
 住宅改修業者登録制度の推進
 特定優良賃貸住宅の活用
 専門家・技術者向け及び県民向け講習会の開催

5 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策

被災建築物応急危険度判定体制の整備
 関係団体における被災区分判定体制の整備促進
 地震時の建築物の総合的な安全対策
 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進
 長周期地震動への対応

6 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

次の路線を、地震時の緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要がある道路として指定

- ・県地域防災計画に定める緊急輸送路
- ・市町耐震改修促進計画で位置付ける道路

道路沿道の耐震性がない建築物に対する耐震化の促進

第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

知識の普及及び県民への啓発を図り、官民上げて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

1 相談体制の整備・充実

- ・相談体制の拡充（再掲）
 アドバイザー派遣の実施、耐震改修促進税制の周知・活用促進、耐震診断・改修についての相談窓口の開設
- ・情報の提供
 「ひょうご住宅耐震改修フェア」の開催

2 支援事業の活用促進

- ・耐震改修等支援事業の活用について
 行政広報誌等を通して県民へ働きかけ

3 町内会等との連携

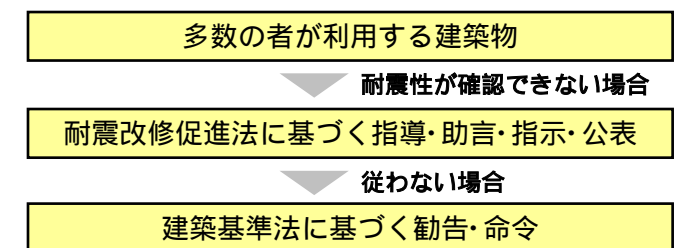
- ・住宅・建築物の耐震化に関する啓発
- ・町内会、自主防災組織、NPO等との連携

4 関係団体との連携

- ・住宅・建築物の耐震化に関する啓発
- ・建築士会、建築設計事務所協会、わが家の耐震改修推進協議会等との連携

第6章 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

- ・多数の者が利用する建築物に対する指導に関して、県・所管行政庁が連携して取り組むため、「特定行政庁連絡会議」を活用
- ・特に学校、病院・福祉施設、ライフラインや情報通信など災害時に重要な役割を果たす施設について、重点的に指導等を実施



第7章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

市町耐震改修促進計画の策定

- ・市町耐震改修促進計画を、早期（平成19～20年度）に策定指導
- ・所管行政庁となる市は、特に速やかに策定指導
- ・県は、市町に対して必要な助言及び技術的支援を実施
- ・市町独自の耐震改修支援施策の創設への働きかけ